

ペガサス健康保険組合からのお知らせ

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

2021年3月（予定）から、病院等で受診する際に、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるようになります。健康保険組合などの保険者加入者情報と個人番号（マイナンバー）が紐づけされ、医療機関や薬局の窓口での本人確認がリアルタイムでできるしくみです。
 なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの登録が必要です。（これまでと同様、健康保険証でも受診できます。）

※マイナポータルとは？…自分専用のサイトで、日本政府が国民に提供するオンラインサービスです。自宅のパソコンから確認できるサービスで、行政からのお知らせを受け取ることができます。

マイナンバーカードで\こんなことができる/ようになります。

- 就職や転職をしても、そのまま使える！
 就職や転職、引っ越しなどで健康保険証が変わるときも、新保険証の発行を待たずにカードで受診できます。
- 限度額適用認定証がなくても支払いが限度額までに！
 医療費が高額になったとき、窓口での支払い額が、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度の限度額までになります。（自治体独自の医療費助成等については書類の提出が必要です。）
- 薬の履歴や特定健診の情報を確認・医師と共有できる！
 マイナポータルで特定健診の結果や情報を確認できるようになります。また、本人が同意すれば医師等と情報を共有できます。薬剤の情報が確認できるのは2021年10月以降の予定です。
- 医療費控除の確定申告の自動入力が可能に！
 マイナポータルで医療費の情報を確認できるようになります。2021年分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きでマイナポータルでの自動入力が可能になります。医療費情報が確認できるのは2021年10月以降の予定です。

マイナンバーや
 マイナンバーカード
 についてのお問い合わせは



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止は24時間365日受付

何かわからない事があればペガサス健康保険組合まで
 お気軽にお問い合わせ下さい 内線3400 外線072-265-5627